

●各種連絡事項資料

目 次

〈障害福祉課管理係〉

富山県障害者計画（第5次）の概要	2
富山県虐待通報窓口について	3
ヘルプカードについて	4
つなぐ窓口について	5

〈障害福祉課自立支援係〉

サービス管理責任者等研修制度の改正について	7
-----------------------	---

〈障害福祉課地域生活支援係〉

富山県発達障害児支援体制イメージ及び「ほっぷ」の事業概要	28
富山県医療的ケア児等支援センター「りあん」	30

〈健康対策室健康課精神保健福祉担当〉

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	31
精神障害者支援人材育成研修事業	34
富山県依存症相談支援センターについて	35
富山県ひきこもり地域支援センターについて	37
富山県こころの電話について	39

〈その他〉

令和6年度障害福祉関係の従事者研修の実施について	40
--------------------------	----

富山県障害者計画（第5次）（素案）の概要

I 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

現計画期間の成果と課題、障害者の現状、国の障害者施策に加え、「元気とやま創造計画」、「富山県民福祉計画（第3次改訂版）」や国の障害者基本計画（第5次）などを踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を策定する。

2 計画の性格・位置付け

- ① 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画
- ② 市町村が市町村の障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画
- ③ 障害のある人を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画
- ④ 「元気とやま総合計画」、「富山県民福祉基本計画（第3次改訂版）」の個別計画
- ⑤ 障害者文化芸術推進法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- ⑥ 読書バリアフリー法に基づく「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」

3 計画の期間：2024年度～2029年度〔6年間〕

4 基本理念

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す「とやま型地域共生社会」の実現を目指します。

5 障害者の概念

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

6 基本的視点

- 1 障害者本人の自己決定を尊重する
- 2 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進する
- 3 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開する
- 4 障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施する
- 5 ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する

4つの基本項目

III 計画の推進体制

- 1 障害保健福祉圏域 4 圏域(富山、高岡、新川、砺波)
- 2 施策の推進体制 幅広い分野での連携 国・市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体との連携
- 3 計画の進行管理 障害者施策推進協議会に進捗状況等を適宜報告

II 計画の内容

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備

- 1 障害及び障害のある人に対する理解の促進
 - (1)啓発・広報活動の推進 (2)地域での交流の促進と県民の参加
 - (3)福祉教育の推進 (4)ボランティア活動の推進
- 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
 - (1)障害を理由とする差別の解消 (2)権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 コミュニケーション支援体制の確立
 - (1)情報バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
 - (2)情報アクセシビリティの向上 (3)意思疎通支援の充実
- 4 住みよい生活環境の整備
 - (1)暮らしやすい住まいの整備 (2)利用しやすい交通、移動手段の整備
 - (3)人にやさしいまちづくりの整備 (4)ユニバーサルデザインの普及
- 5 安心して暮らせるまちづくりの推進
 - (1)交通安全対策の充実 (2)感染症対策の推進
 - (3)防災対策の推進 (4)消費者トラブルの防止
 - (5)防犯対策の推進

II 質の高い保健・医療体制の確立

- 1 保健・医療施策の充実
 - (1)障害の原因となる疾病の予防・早期発見 (2)精神保健・医療施策の推進
 - (3)保健・医療体制の充実 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保
 - (5)リハビリテーション提供体制の充実

III 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実

- 1 相談支援体制の整備
 - (1)意思決定の尊重及び意思決定の支援
 - (2)地域における相談支援体制の充実
 - (3)専門的な相談支援体制の充実
- 2 地域生活を支援する障害福祉サービスの充実
 - (1)在宅サービス等の充実 (2)障害特性等への対応
- 3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用
 - (1)施設整備の基本的な考え方
 - (2)施設機能の充実と地域生活支援への活用
- 4 質の高い障害福祉サービスの提供
 - (1)障害福祉サービスの質の向上 (2)障害福祉人材の育成・確保

IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実

- 1 障害のある子どもの教育・育成の充実
 - (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進
 - (2)一貫した教育相談体制と生涯学習 (3)地域療育体制の整備
- 2 雇用・就労の促進
 - (1)障害者雇用の促進、就労支援
 - (2)一般就労が困難な障害者に対する支援
- 3 社会参加活動の推進
 - (1)スポーツ活動の振興 (2)文化芸術活動等の振興
 - (3)社会参加促進事業の推進

富山県虐待通報窓口について

1 障害者虐待防止について

障害者の尊厳を守り、障害者の自立と社会参加の促進のため、障害者に対する虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた障害者の保護、自立支援などを行う、「障害者虐待防止法」が、平成24年10月1日から施行されました。

障害者虐待にあたる行為	
身体的虐待	暴力等により、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。また、身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為やその強要をすること
心理的虐待	脅したり、侮辱する言葉や態度、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話を介助をせず、身体・精神状態を衰弱させること
経済的虐待	本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと

障害者虐待の種類	内容	相談・通報窓口
養護者による虐待	身の世話を身体介助、金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人等による虐待	市町村障害者虐待防止センター
障害者福祉施設従事者等による虐待	障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所で働く職員による虐待	市町村障害者虐待防止センター
使用者による虐待	障害者を雇用する事業主等による虐待	市町村障害者虐待防止センター 又は富山県障害者権利擁護センター

2 相談・通報窓口

【富山県障害者権利擁護センター】（富山県厚生部障害福祉課内）

TEL 076-444-3959（平日 8:30～17:00）、080-8695-3726（休日・夜間）

FAX 076-444-3494

E-mail ml-shogaikenri@pref.toyama.lg.jp

ヘルプカード

○ヘルプカードとは…

障害のある方には、自ら「困った」となかなか伝えられなかったり、そもそも「困っている」ことを自覚できなかったりする場合があります。

ヘルプカードは、障害のある方が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周りの方に支援を求めるきっかけをつくるカードです。



ヘルプカードを提示されたら、
記載内容に沿って支援をお願いします。



○記載内容

障害特性や必要とする支援内容、緊急連絡先など

○対象となる方

身体、知的、精神の障害のある方（難病を含む）※障害者手帳の有無を問いません。

○ヘルプカードの使い方

住所や連絡先、手助けしてほしいことなどを、個人情報保護に留意して記入し、普段から持ち歩きます。

災害時や緊急時、日常生活の中で困ったときなど、周囲の方に手助けを求めたいときに、このヘルプカードを周囲に示して、手助けを求めることができます。

○主な活用場面

- 《災害のとき》 災害が発生し、避難が必要なとき
避難生活で適切な支援を受けたいとき
- 《緊急のとき》 道に迷ってしまったとき
パニックや発作、病気の時
- 《日常生活》 ちょっとした手助けが必要なとき

ヘルプカードに関する問合せ先：富山県厚生部障害福祉課（相談室）電話 076-444-3959

FAX 076-444-3494

令和5年10月16日(月)から

障害者差別に関する相談窓口の試行事業



「つなぐ窓口」がスタート!

本事業の相談窓口は、障害者差別解消法に関するご相談を適切な相談機関と調整し、取り次ぎします

■ 障害を理由とする差別に関する相談窓口 ■

相談者



1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域や事業を営んでいる地域の自治体、各府省庁等に直接、質問・相談が可能です。

※自治体からの相談も各府省庁等と調整し、取り次ぎします

調整・取次※

2 「つなぐ窓口」(本事業)

New!

障害者差別解消法に関する質問に対する回答や相談事案を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげる窓口を試行的に設置します。

1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域、事業を営んでいる地域の自治体や各府省庁等が相談窓口を設置しています。

自治体・各府省庁等の相談窓口では、障害を理由とする差別に関する相談や、事案終結に向けた関係機関との調整を行っています。

2 「つなぐ窓口」(本事業)

障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月から令和7年3月まで、試行的に設置します。

■ こんな方におススメ! ■

- どの相談窓口相談すれば良いかわからない。
- 過去に相談をした際に、相談先から別の相談先を紹介されることが繰り返されて、結局相談できなかった。
- 平日は学校・仕事で今まで相談ができなかったが、まずは話を聞いてみたい。
- 障害があるので、お店に配慮やお願いしたいことがあるが、どうすれば良いかわからない。
- 障害をお持ちの方への合理的配慮の提供について、何をすれば良いかわからない。等

● 事業に関するお問い合わせ



内閣府政策統括官
(政策調整担当)付
障害者施策担当

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎 8 号館

電話：03-5253-2111

ファックス：03-3581-0902

ホームページ：

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

● 障害を理由とする差別に関する試行相談窓口

● 試行期間：令和5年10月16日～令和7年3月下旬

● 連絡先

電話相談：0120-262-701

10:00-17:00 週7日(祝日・年末年始除く)

メール相談：

info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

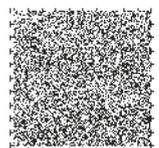
その他のご連絡：

sabetsu-kaisyo@nttdata-strategy.com

● 調査受託事業者：株式会社 NTT データ経営研究所

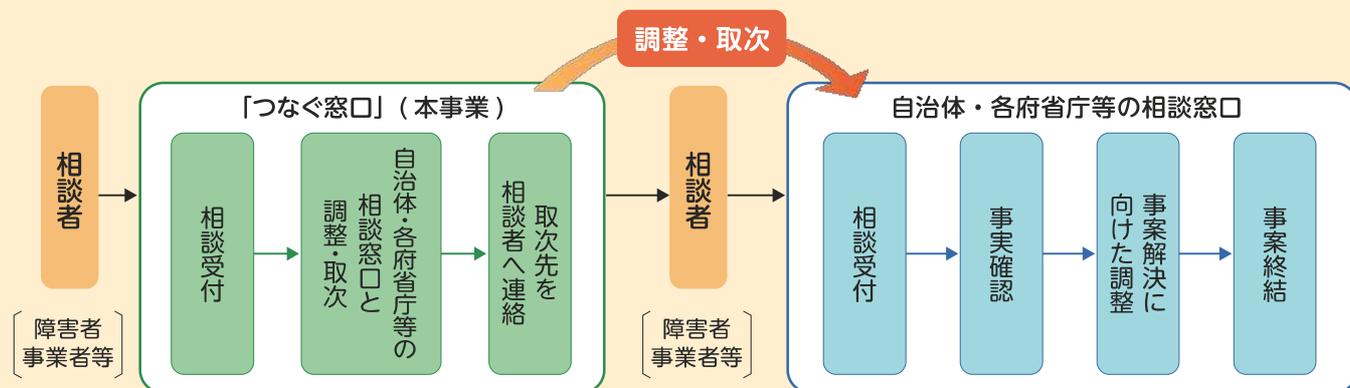
● コールセンター運営事業者：株式会社 AI サポート

お気軽にご相談ください!



■ 「つなぐ窓口」 による相談対応の基本的な流れ ■

「つなぐ窓口」で相談を受け付けた後、「つなぐ窓口」で適切な自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案の取次を行います。取次が済み次第、相談者へ取次先の相談窓口の情報を連絡します。相談者が、取次を受けた自治体・各府省庁等の相談窓口へ連絡を行うと、その後は自治体・各府省庁等の相談窓口が取り次がれた相談内容を踏まえて、事実確認や事案解決に向けた調整を行います。



※本事業の「つなぐ窓口」と自治体・各府省庁等の相談窓口は連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努め、共生社会の実現を目指します。

障害者差別解消法について

法の考え方

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要との考え方の下、法は、障害者に対する「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」を差別と規定し、**行政機関等及び事業者に対して**、差別の解消に向けた具体的取組を求めています。（詳細な内容は参考情報を参照）

※令和6年4月から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者差別解消法の対象

障害者

障害者手帳をお持ちの方に限りません。**社会的障壁により多くの制限を受けている全ての方が対象です。**

事業者

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗等であり、同じサービスを反復継続しているものを表します。営利/非営利、個人/法人は問いません。
※「事業者」に該当するもの（一例）
株式会社、社団法人、NPO、医療機関、教育機関、個人のボランティア活動等

分野

教育、医療、福祉、公共交通等、一般的に対象となります。ただし、雇用、就業関係は対象外となります。

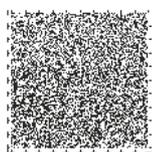
本事業で取り扱う個人情報について

本事業では、障害を理由とする差別に関する相談を適切な機関に取り次ぐために、相談者の氏名や性別、お住いの地域、ご連絡先、障害の種別、差別と思われる事案の概要等を伺います。伺った情報はご本人の同意に基づき記録を行い、ご本人の同意の上で、取次先の自治体や国に提供いたします。また、個人が特定されないよう概略化した上で集計を行い、今後の障害を理由とする差別の解消に向けた施策の立案に活用いたします。個人が特定される情報が外部に公開・共有されることはございません。

個人情報は、調査受託者である NTT データ経営研究所の監督の下、コールセンターを運営する株式会社 AI サポートにて管理を行います。

NTT データ経営研究所：プライバシーポリシー：

(<https://www.nttdata-strategy.com/information/policy/>)



参考情報

リーフレットは以下の QR コードからダウンロード可能です。

障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」がスタートします！



令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！



各指定障害福祉サービス事業所等運営法人 御中
(富山市指定事業所を除く)

富 山 県 厚 生 部 障 害 福 祉 課 長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者等研修制度の改正について

日頃より、本県障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。
先般、こども家庭庁及び厚生労働省からサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という。)に関する告示の改正について通知がありましたのでご連絡します。

なお、例外的に「6月以上」の実務経験(OJT)で実践研修を受講する際の指定権者への届出方法について、下記のとおりとしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 サービス管理責任者等実践研修の受講に係る実務経験について

基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験(OJT)について、原則は「2年以上」ですが、下記の要件を充足した場合には例外的に「6月以上」の期間で受講が可能(以下、「例外措置」という。)となります。

【例外措置に係る要件】 (①～③を全て満たす必要あり)

- ① 基礎研修受講開始時にすでにサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。
 - ㊦ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案作成までの一連の業務(※)を行う
 - ㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。

※ 個別支援計画の原案作成までの一連の業務とは、サービス管理責任者等のもとで個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(利用者へ面接のうえアセスメントを実施、個別支援

計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画（モニタリング含む）（以下、「個別支援計画の作成の業務」という。）を行うことをいいます。なお、個別支援計画の作成の業務は少なくとも概ね計 10 回以上行うことを基本とします。

2 例外措置を適用する場合の指定権者への届出方法

実践研修の受講開始までに、別紙様式「個別支援計画作成業務従事者届出書」を指定権者へ届け出てください。なお、指定権者ごとに届出先が異なりますのでご注意ください。

事業所所在地	指定権者（届出先）
富山市以外	富山県（障害福祉課）
富山市	富山市（障害福祉課、こども健康課）

3 指定権者から研修実施機関への情報提供について

例外措置の適用により実践研修の受講申込をしている方については、指定権者から研修実施機関に必要な情報を提供しますので、ご承知おきください。

4 サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如する場合の措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所について、現行制度上、欠如した日から1年間、実務経験を有する者をサービス管理責任者等としてみなし配置可能ですが、これに加え、当該者が一定の要件を満たした場合については、実践研修を修了するまでの間（最長で欠如から2年間）サービス管理責任者等としてみなし配置可能とします。

【要件】（①～③を全て満たす必要あり）

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点ですでに基礎研修を修了済みである。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

県に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する旨を届け出る場合は、**届出の前に、サービス管理責任者等が欠如する理由が、やむを得ない事由によるものか事前に県へ相談のうえ、**通常のサービス管理責任者等の届出時と同様の書類に加え、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠如したため実務経験者をみなし配置する旨を記載した「理由書」を

添付して届け出てください。

5 例外措置の適用に係る留意事項

- ・届出書記載内容に相違がないことを確認するとともに、記載内容（個別支援計画作成業務への従事）を証明する資料を適切に保管し、県から求めがあった場合には、速やかに確認資料等を提出してください。届出内容に虚偽記載等の不正があった場合は、介護給付費の返還や事業所の指定取消となる場合があります。
- ・届出書の提出をもって、障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等として配置する際の実務経験要件を満たしていることを保証するものではありません。障害福祉サービス事業所等においては、実際にサービス管理責任者等として配置する際に実務経験要件が満たされていないと判明するといったことがないように、職員の実務経験等の把握を適切に行ってください。
- ・届出書の提出をもって、サービス管理責任者等実践研修の受講を約するものではありません。受講要件を満たしていない場合や定員を超えて申込があった場合等には、受講ができないことがありますので予めご承知おきください。

個別支援計画作成業務従事者届出書

提出日：令和〇年〇月〇日

富山県知事 殿

富山県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修の受講にあたって必要な実務経験（OJT）について、下記の者が要件をいずれも満たしているため、届出します。

氏名（ふりがな）		
生年月日	昭和・平成〇年〇月〇日	
個別支援計画(原案)の作成までの一連の業務(要件②)に従事した施設・事業所	事業所番号	
	施設・事業所名	
個別支援計画(原案)の作成までの一連の業務(要件②)を含んだ実務経験(OJT)期間(*)	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日【〇年〇ヶ月】 (実践研修開始日の前日時点(予定も含む)まで)	
届出担当者氏名(電話番号)		
備考		

(*)実務経験（OJT）期間は、業務に従事した期間が6月以上であることが必要です。

【要件】

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

②障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。また、個別支援計画の作成の業務については、十分な実施を担保する観点から、少なくとも計10回以上行うことを基本とする。

(具体的には以下のいずれかのとおり)

- ・サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（利用者への面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等）を行う。
- ・やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務（厚労省 Q&A 参照）を行う。

誓約

- (1)届出の要件を満たしていることを確実に確認しており、また記載内容に相違・虚偽はありません。
- (2)届出の要件を満たしていない、記載内容に相違・虚偽があった場合には、実践研修の受講ができないほか、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者として配置ができないこと、介護給付費等の返還や事業所の指定取り消しの可能性があることを了承します。
- (3)記載内容を証明する書類（実務経験証明書や研修修了証など）を適切に保管し、本件の審査や実地指導・監査などの際に求めがあった場合は、速やかに提出します。
- (4)本届出の提出・受付をもって、研修の受講を約するものではないことを了承します。

私は、本届出をするにあたり、上記の内容について誓約します。なお、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

住所 _____

法人名 _____

代表者職氏名 _____

印

事務連絡
令和5年6月30日

各 { 都道府県 } 障害保健福祉主管部（局） 御中
 { 市町村 } 児童福祉主管部（局）

こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

サービス管理責任者等に関する告示の改正について

日頃よりこども家庭行政及び厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）」については、本日6月30日に改正され、同日適用されたところですが、改正の趣旨及び概要については下記のとおりですので、各都道府県・市町村におかれては十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いします。

記

1 実践研修の受講に必要な実務経験について【別添1・2】

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としておりましたが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とします。

2 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠けた場合の措置について

【別添 3・4】

サービス管理責任者等がやむを得ない事由により欠如した場合に実務経験者をサービス管理責任者等とみなして配置する措置については、現行制度上、サービス管理責任者等の欠如時から1年間としております。

今回、基礎研修修了者については、個別支援計画の作成に関して一定の知識・技能等を習得していること、また、事業所内でのサービス管理責任者等の養成を進める観点から、従前のやむを得ない事由（※）による措置（1年間）に加え、以下のいずれの要件も満たす者について、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サービス管理責任者等とみなして配置可能（最長2年間）とします。

- ・ 実務経験要件を満たしていること
- ・ サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みであること
- ・ サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されていること

※ やむを得ない事由については、サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合を想定している。

3 更新研修の受講に必要な実務経験の範囲について

サービス管理責任者等更新研修の受講に必要な実務経験として、現行、サービス管理責任者では児童発達支援管理責任者の実務経験が、児童発達支援管理責任者ではサービス管理責任者の実務経験が規定されていない等、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者双方の配置要件を満たしている者であっても、いずれか一方の更新研修の受講要件を満たさず、従事ができなくなる場合があったことなどから、以下のとおり改正を行いました。

① サービス管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援専門員を指す。）

② 児童発達支援管理責任者の更新研修の受講に必要な実務経験

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者（障害福祉サービス事業を行う事業所、指定障害者支援施設等、障害児通所支援事業を行う事業所又は指定障害児入所施設等の管理者を指す。）又は相談支援専門員（計画相談支援事業所、地域相談支援事業所又は障害児相談支援事業所における相談支援

専門員を指す。)

4 その他

(1) 更新研修の受講に必要な実務経験の期間の算定方法について

更新研修を受講するための実務経験等の期間の算定方法については、従前お示していませんでしたが、運用の統一化を図るため、以下のとおりお示いたしますので、ご了承くださいませよう願いたします。

- ・ 更新研修は、資質向上の一環として受講者の実践について振り返りを行うことをその趣旨のひとつとしていることから、研修の受講にあたって実務経験を求めているものです。必ずしも1年につき180日の勤務はせずとも、その趣旨は達成できるため、1年につき180日を下回る場合についても受講を認めて差しつかえありません。なお、日数の下限については具体的に定めませんが、上記趣旨を踏まえた研修の受講が期待できるかを踏まえて個別に判断していただきますようお願いいたします。なお、相談支援従事者現任研修についても同様の考え方であることを申し添えます。
- ・ サービス管理責任者等として従事するための実務経験や、基礎研修・実践研修を受講するための実務経験については、実務の積み重ねを求めるものであることから、従前示されているとおり、1年につき180日の勤務（時間は問わない）を求めており、当該日数については通年で算定することが可能です。なお、相談支援専門員として従事するための実務経験、主任相談支援専門員研修を受講するための実務経験についても同様の考え方であることを申し添えます。

例：5年間の実務経験を要する場合、5年以上かつ900日（180日×5年）の勤務があれば要件を満たすものとする。

(2) 期限までに更新研修が修了できなかった場合の取扱いについて

期限までに更新研修を修了することができなかった場合については、実践研修を改めて修了（実践研修受講のための実務経験は不要）することで、修了日以後再びサービス管理責任者等として従事可能ですので、ご注意ください（基礎研修の再受講は不要）。

（注）令和6年3月31日までは平成30年度以前からサービス管理責任者等である者について、初回の更新研修受講時には更新研修受講のための実務経験要件は問わない。

(3) サービス管理責任者等の研修の実施等について

サービス管理責任者等の養成研修については、一部の都道府県において、研修

受講希望者が事業所の所在する都道府県で研修を受講できない場合があるとの意見をいただいているところです。

サービス管理責任者等の確保は各事業所の事業継続上不可欠であることに鑑み、各都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、受講が必要な者が研修を受講できるよう研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修実施をお願いいたします。また、今回の告示改正を契機に、実践研修等に係る地域のニーズを踏まえて、必要に応じて研修計画の見直しを行うなど適切な対応をお願いいたします。

なお、地域の実情により、希望者全員が研修を受講できない場合であっても、指定担当部局や指導監査担当部局（管内市町村が担当している場合、管内市町村を含む。）とも十分に連携しつつ、真に研修の受講が必要な者が研修を受講できないことがないように、必要な対応をお願いいたします。

また、研修制度見直し前の平成 30 年度までに研修を修了したサービス管理責任者等が、今後資格を継続して更新するためには、令和 5 年度末までに初回の更新研修を受講する必要がありますので、都道府県におかれては、管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、令和 5 年度末までに受講が必要な者について更新研修が受けられない事態が発生することのないよう、計画的かつ確実な研修実施をお願いいたします。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験[Ⓐ](OJT)**については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

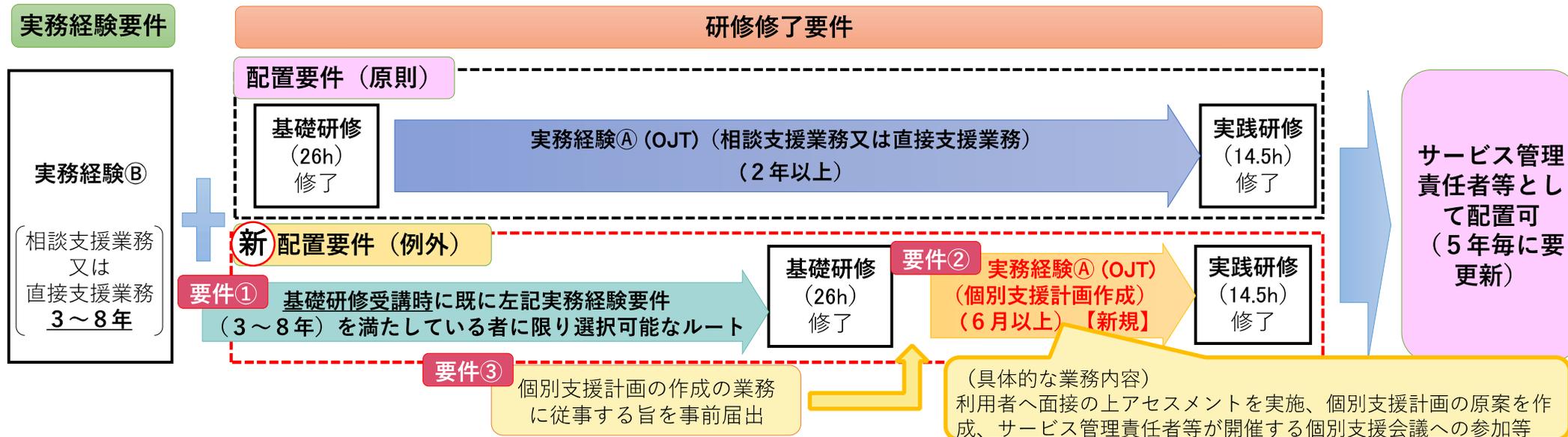
① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件[Ⓑ]**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。

（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。



相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている(又は予定)

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能!

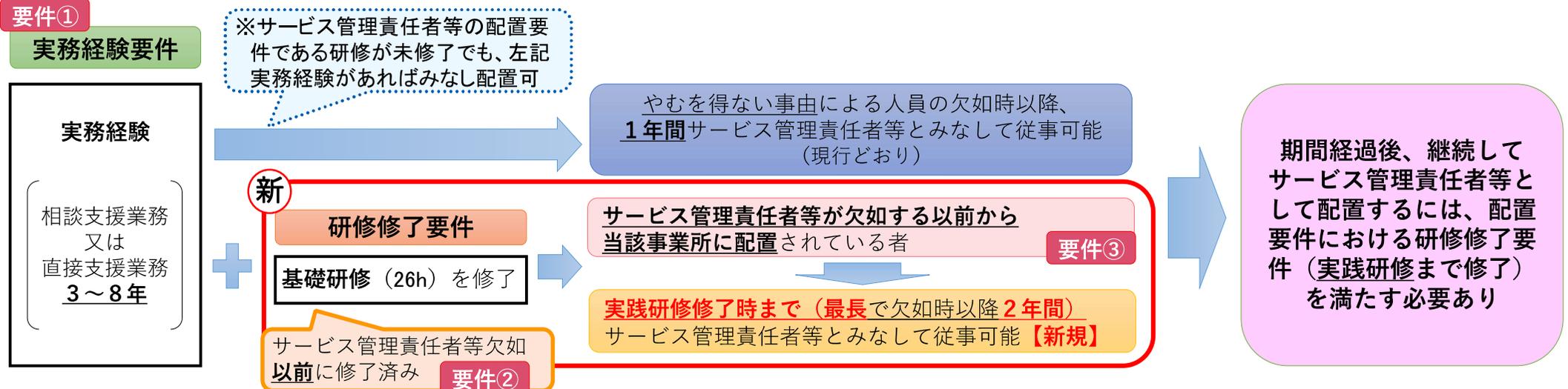
② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由** (※) によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

(※) 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



サービス管理責任者等の欠如について
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降 2年間）
みなし配置可能

事務連絡
令和5年3月31日

各 { 都道府県
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ & Aについて

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年2月28日付けで発出した事務連絡「サービス管理責任者等研修制度の取扱い等について」においてお示した内容に関しまして、今般具体的な運用等の詳細について、現時点において考えられる内容について、別添のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれてはご了承くださいようお願いします。

なお、現在サービス管理責任者等研修制度に関する告示の改正作業中であること等から、別添の内容については今後変更となる可能性がありますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ & A

1. 実務経験 (OJT) について

(OJT 期間が「6月以上」とすることができる要件について)

問1 実践研修の受講要件である実務経験 (OJT) について、「6月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者である。

① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件 (相談支援業務又は直接支援業務3～8年) を満たしていること。

② 実践研修の受講要件である実務経験 (OJT) として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 (以下「サービス管理責任者等」という。) の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務 (利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画 (モニタリング含む) ※) に従事する場合。

㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者 (実務経験者) がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務 (利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付 (モニタリング含む) ※) に従事する場合。

㊨ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており (経過措置対象者)、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務 (上記㊦と同様) に従事する場合。

※ 具体的な業務内容については問4参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJT として行う趣旨で設けていることを踏まえ、(必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして) サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

<問1：要件①に関して>

(基礎研修修了後に実務経験者となった場合について)

問2 基礎研修については、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件として規定されている年数に2年満たない時点から受講できるが、基礎研修修了後にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たした場合、それ以降は、2年間の実務経験(OJT)ではなく、個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)を満たして実践研修を受講することが可能か。

(答) できない。個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)については、基礎研修受講開始時に実務経験者である者が対象となり、基礎研修受講開始時に実務経験者でない者は、実践研修の受講には相談支援業務又は直接支援業務の2年間の実務経験(OJT)が必要である。

(「基礎研修受講開始時」について)

問3 「基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている」とあるが、これは「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講時においても既に当該実務経験要件を満たしている必要があるか。

(答) 「サービス管理責任者等基礎研修」の受講開始時において既に実務経験要件を満たしていればよく、「相談支援従事者初任者研修講義部分」の受講開始時と実務経験要件を満たした時点の先後は問わない。

もっとも、実践研修の受講要件である実務経験(OJT)については、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。

<問1：要件②に関して>

(OJTの業務の具体的内容について)

問4 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

(答) 個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

- ① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第58条第2～3項等 参照)
- ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第58条第4項等 参照)
- ③ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等 参照)
 - ※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
- ④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等 参照)
- ⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等 参照)

(OJTの業務の頻度等について)

問5 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行っている必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

(答) この実務経験(OJT)は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。

(なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも6月に1回以上行うことが指定基準上定められている)

また、実務経験(OJT)に係る期間(勤務日数)の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

(基礎研修修了者が OJT として個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて)

問6 サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようなになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。

(答) それぞれ以下のとおりである。

① 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため(※)にサービス管理責任者等として配置する場合利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

※ サービス管理責任者等を2人以上配置する必要がある事業所(利用者数が61人以上(共同生活援助及び自立生活援助は31人以上))において、サービス管理責任者等が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

② 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

<問1：要件②及び③に関して>

(実務経験 (OJT) の確認方法等について)

問7 実践研修の受講にあたって必要となる実務経験 (OJT) の確認及び「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出について、どのように行えばよいか。

(答) 実務経験 (OJT) の確認については、実務経験証明書等により確認することが考えられるが、「個別支援計画作成の業務」については、同業務に従事していることが当該実務経験証明書等に合わせて記載されているもので確認することを想定している。

また、「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出については、実践研修受講開始時までの間に、人員体制届出等において該当する者が個別支援計画 (原案を含む) の作成の業務に従事する旨を明示する必要があるものとする。(※)

※ 実践研修受講開始時までの間であれば時期は問わないが、届出に係る事務負担の軽減の観点から、人員体制届出の際にあわせて行うことが考えられる。

具体的には、基礎研修修了者として配置され、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を担う場合は、備考欄等にその旨を記載することを要するものとする。

当該届出内容の確認については、研修受講者が研修の実施主体に対し、当該届出の写し等を提出すること等により行うことが考えられる。

なお、実務経験 (OJT) について、「個別支援計画作成の業務」に6月以上従事することで満たす意向の者については、問1における要件①のとおり、基礎研修受講開始日において実務経験者である必要があることから、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験年数 (3～8年) を満たすに至った時期が基礎研修受講開始日以前かについても合わせて確認が必要である。

2. やむを得ない事由による措置について

(やむを得ない事由によるみなし配置期間が拡大される要件について)

問8 本改正により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置される者について、一定の要件を満たした場合、実践研修を修了するまでの間(最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間)みなし配置が可能となるが、具体的な要件は何か。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者であることが必要である。

- ① 実務経験要件(相談支援業務または直接支援業務3～8年)を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修修了者(※)となっている。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から引き続き当該事業所に配置されている。

※ 「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了している必要がある。

<問8：要件②に関して>

(みなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合について)

問9 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所等において、基礎研修修了者でない実務経験者をサービス管理責任者等としてみなして配置したが、その後、みなし期間中に当該者が基礎研修修了者となった場合、みなし配置期間は2年間となるか。

(答) ならない。サービス管理責任者等としてみなして配置した者が、そのみなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合は、元々のみなし期間の起算点から1年間のみみなして配置可能である。

(やむを得ない事由について)

問10 やむを得ない事由については、どういう場合が該当するのか。

(答) サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合である。なお、当該判断については、指定権者である自治体が個別の状況を踏まえて適切に判断すること。

3. 本改正施行前に係る取扱いについて

(本改正施行前における実務経験 (OJT) の算入可否について)

問 11 本改正施行前において、例えば令和4年9月に実務経験者となった上で、同年10月に基礎研修修了者となり、その後同月から6ヶ月間「個別支援計画の作成の業務」に従事していたが、その場合、本改正施行日以降直ちに実践研修を受講することが可能か。

(答) 本改正施行前の従事であっても、実務経験者となり、その後基礎研修修了者となった後の期間であれば、実務経験 (OJT) の期間に算入して差しつかえないため、設問の場合については可能である。

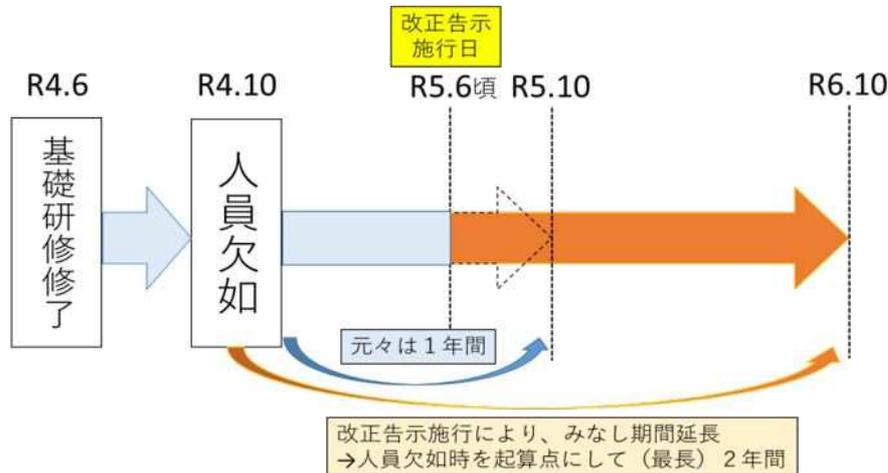
(本改正施行前よりみなし配置されていた場合について)

問 12 本改正施行前よりやむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置されている者であって、本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合については、本改正施行により、みなし配置期間が実践研修を修了するまでの間 (最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間) となるか。

(答) 本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合は、施行日以降、実践研修を修了するまでの間 (サービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間に限る。) みなし配置可能である。

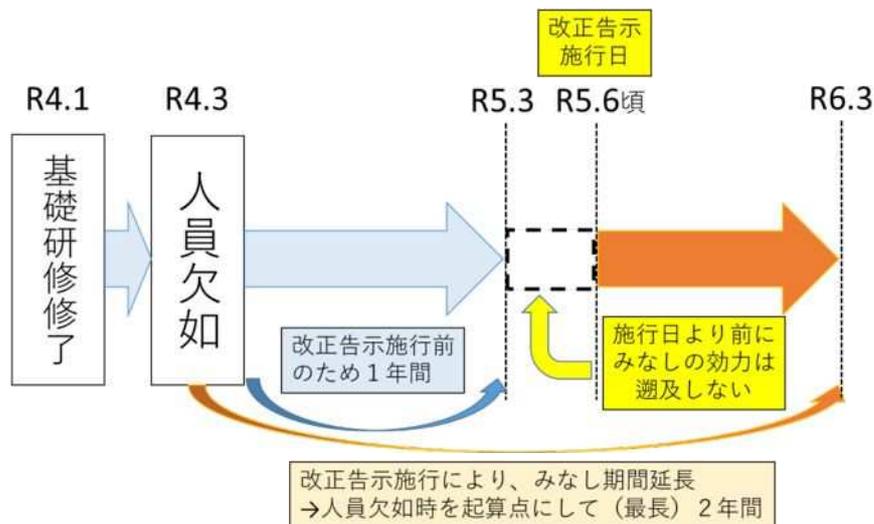
具体的には以下のとおり。

(例①) 令和4年 6月 基礎研修 (相談支援従事者初任者研修講義部分含む) 修了
 令和4年 10月 サービス管理責任者等欠如
 みなし配置開始 (令和5年9月まで可)
 令和5年 6月頃 改正告示施行
 →みなしサービス管理責任者等について、
 実践研修修了時 (最長で令和6年9月)
 までみなし配置期間継続

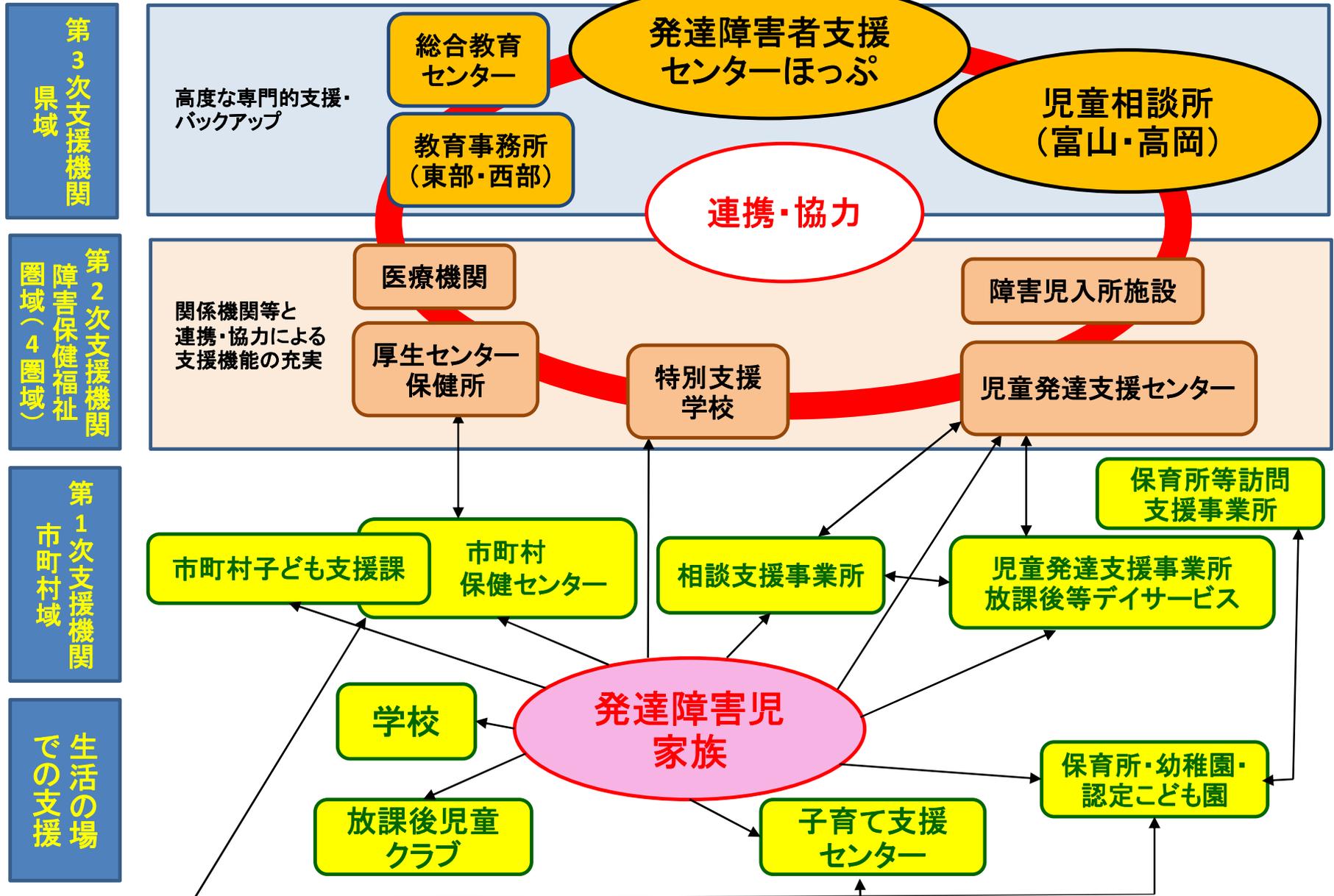


- (例②) 令和4年 1月 基礎研修（相談支援従事者初任者研修講義部分含む）修了
- 令和4年 3月 サービス管理責任者等欠如
みなし配置開始（令和5年2月まで可）
- 令和5年 3月 みなし配置期間終了
サービス管理責任者等欠如
- 令和5年 5月 人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定開始
- 令和5年 6月頃 改正告示施行
→令和5年2月までみなしサービス管理責任者等であった者について、令和5年7月以降、実践研修修了時（最長で令和6年2月）までみなし配置期間再開
- 令和5年 7月 人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定終了

※人員欠如減算の算定開始、終了月については、届出時期等によって変動しうることに注意。

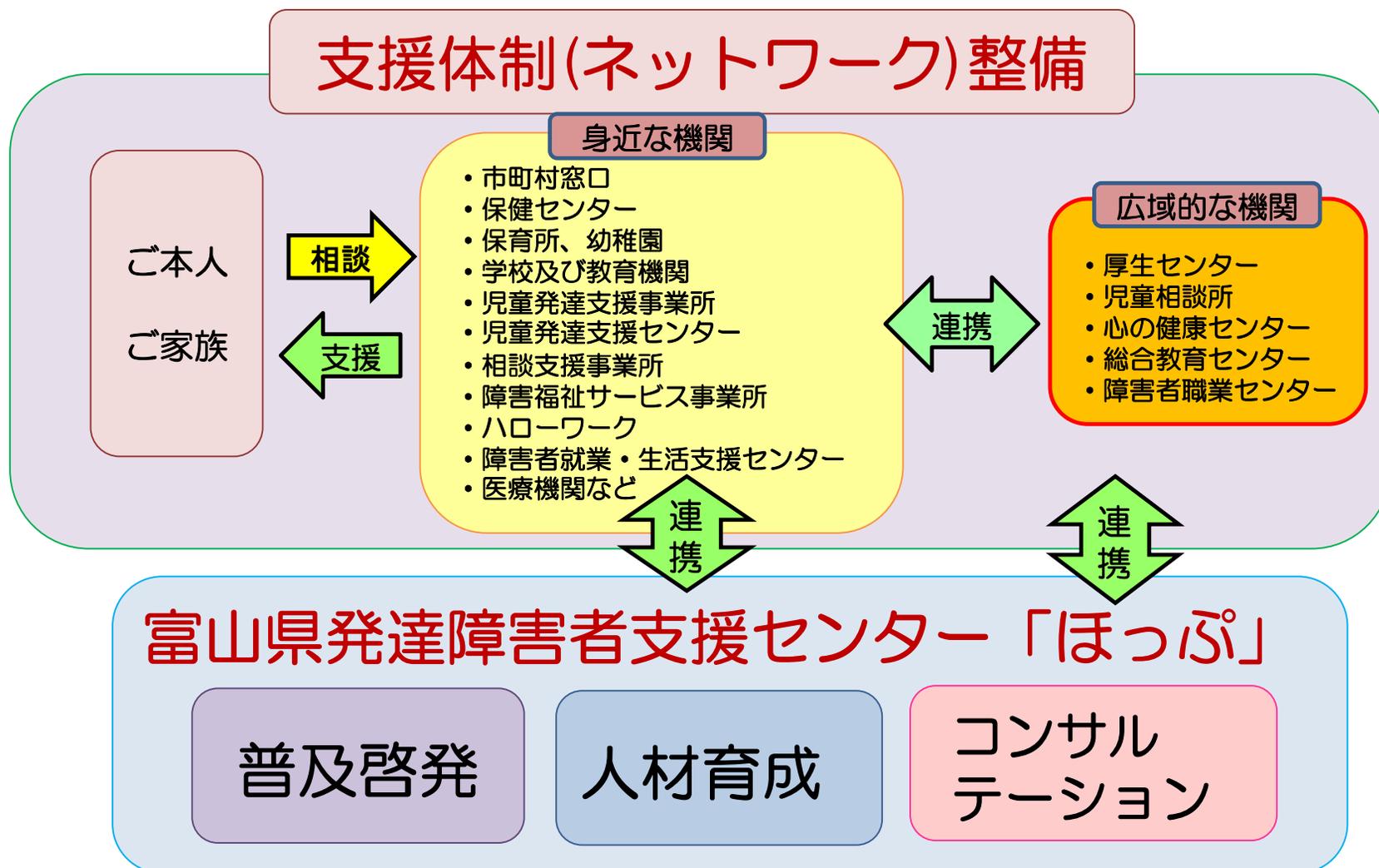


富山県発達障害児支援体制イメージ



発達障害者支援センター「ほっぷ」の事業内容

「ほっぷ」は、発達障害のある方が身近な地域で必要な支援が受けられることを目指して、その支援体制(ネットワーク)整備を行っています



富山県医療的ケア児等支援センター「りあん」

在宅の医療的ケア児等とそのご家族が、身近な地域で安心して暮らせるように、専門的な相談支援や、医療・福祉・保健・教育その他の関係機関との連携・調整等を通じて、地域の支援体制の充実を目指しています。

りあん (Lien) とは…
フランス語で絆、つながりの意味です。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 【相談支援】 | 医療的ケア児等やそのご家族、支援者や関係機関等からの相談支援 |
| 【人材育成】 | 支援者や関係機関等の人材育成のための研修 |
| 【情報提供・普及啓発】 | 医療的ケア児等の支援に関する情報発信など |

例えばこんな時

- ★ 毎日、子どもの世話で手一杯。何をどこに相談したらいいの？
- ★ 福祉サービスにはどのようなものがあるの？受けるにはどうすればいいの？
- ★ 医療的ケア児を保育所で受入れてほしいと相談があったが、何を準備すればいいのか。
- ★ 医療的ケア児を事業所で受け入れる時に活用できる補助や制度を知りたい。

まずは、お電話でご相談ください

電話	076-438-2233 (内線230) 080-6352-4503
受付時間	月～金 9時～16時 (祝日、年末年始除く)
相談	専任の相談員が対応します

ホームページお問い合わせフォームから相談のご予約もできます

場 所 〒931-8517
富山県富山市下飯野36番地
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター内



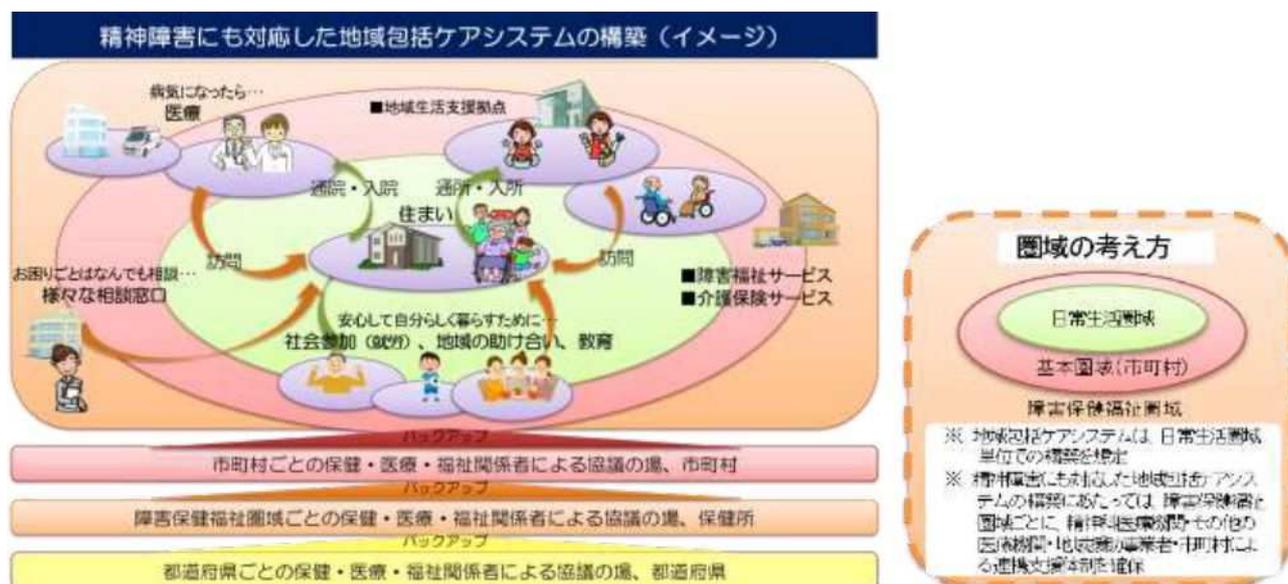
ホームページ

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状及び目標設定の考え方】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。



(出典：厚生労働省資料)

県では、今後も引き続き入院者に対する退院意欲の喚起や地域生活を支えるためのサービスの充実等により地域生活への移行を進めていくこととしており、地域における平均生活日数の目標値については、国指針に即して、令和8年度末時点における平均生活日数を325.3日以上とすることを目指します。また、国指針に示される式に基づき、令和8年度末時点の65歳以上の1年以上長期入院患者数の目標値を986人、65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を584人とし、さらに令和8年度末の基盤整備量※（サービス利用者数）を598人とし、これを勘案して各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを設定します。退院率の目標値については、国指針に即して、令

和8年度末時点における入院3箇月時点の退院率を68.9%以上、入院後6箇月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを目指します。

※基盤整備量

1年以上の長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって地域移行が可能であるとの考え方に基づき、国の基本指針の算定式により推計される当該精神保健医療福祉体制の整備量（利用者数）です。

政策効果によって地域移行が見込まれる長期入院患者数^{*}と同値です。

※将来の入院患者数は、国が基本指針に基づき、入院患者の年齢構成の変化等の政策効果以外の要因と政策効果の要因を勘案して推計しています。

【成果目標】

項目	基準	目標値	(参考) 第6期 目標値	考え方
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	H30 323日	325.3日 以上	316日 以上	精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）の退院日から1年間の地域平均生活日数の合算／精神病床からの退院者（入院後1年以内に限る）総数
1年以上長期入院患者数（65歳以上）	R4 1,266人	986人	771人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳以上の者の数
1年以上長期入院患者数（65歳未満）	R4 646人	584人	552人	6月末時点における入院期間が1年以上である者のうち、65歳未満の者の数
入院後3箇月時点の退院率	H29 61%	68.9% 以上	69% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3箇月以内に退院した者の割合
入院後6箇月時点の退院率	H29 73%	84.5% 以上	86% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して6箇月以内に退院した者の割合
入院後1年時点の退院率	H29 80%	91% 以上	92% 以上	ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した者の割合

【国指針】精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<成果目標>

- **精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数**
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- **精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）**
令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- **精神病床における早期退院率（入院後3箇月時点、入院後6箇月時点、入院後1年時点）**
令和8年度末における入院後3箇月時点、入院後6箇月後時点及び入院後1年時点の退院率の目標値を、それぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91%以上として設定することを基本とする。

【目標達成のための方策】

- ・ 精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。
- ・ 精神障害者の相互の交流を促進するとともに、精神障害者家族への相談支援のための事業を推進します。
- ・ 多職種（医師、看護師、保健師、相談支援専門員、ピア・フレンズなど）チームによる訪問支援により必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活が継続できるような支援体制を整備するよう努めます。

精神障害者支援人材育成研修事業

1 目的

これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進める。

2 実施主体 県（富山県精神保健福祉士協会に委託）

3 事業内容

(1) 内容

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修カリキュラムに沿った内容

※今年度は施設見学を実施せず施設紹介の講義をプログラムに入れた

(2) 対象者 相談支援事業所職員、地域包括支援センター職員

(3) 参加者 22名（障害分野15名、介護分野7名）※修了者は19名

(4) 研修日程

日程	内容
研修1日目 9月29日（金）	講義1 『精神障害者の障害特性の総論的理解』 講義2 『障害特性の理解と具体的な対応①（統合失調症・気分障害）』 演習A 『対応方法と援助技術』（グループワーク） 講義3 『障害特性の理解と具体的な対応②老年期・依存症・発達障害』 演習B 『対応方法と援助技術』（グループワーク）
研修2日目 10月23日（月）	講義4 『当事者の思い（当事者からの講演）』 講義5 『社会資源と連携、家族支援』 講義6 『就労支援施設の実際』 演習C 『効果的な支援のための連携』（グループワーク）

富山県依存症相談支援センター

アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等に依存している
本人や家族の方などを支援します。

相談内容に応じて、
保健・医療・福祉・司法等の関係機関と連携し、
回復に向けて具体的な方法をとともに考えます。
ぜひ、ご相談ください。

ご利用案内

- 利用される方** アルコール・薬物・ギャンブル・ゲーム等の依存状態にある本人や家族等
- 相談方法** 電話・来所等により相談に応じます。
(来所相談は予約制です) ※秘密は厳守いたします。
- 相談時間** 月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00
祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く
- 専用電話** TEL 076-461-3957
- 場 所** 富山県心の健康センター内(〒939-8222 富山市蛭川459-1)

案内図



交通機関

路線バスを利用される方は
富山駅前バス乗り場から⑤番乗り場
笹津行・猪谷行・春日温泉行
最勝寺で下車(バス停から徒歩10分)

お車を利用される方は
富山インターチェンジから、国道41号を
700mほど南下(大沢野方面)し
蛭川交差点で右折

令和4年8月発行

依存症は誰でもなりえる病気です。

回復可能な病気です。

自分で止めたくても止められなくなる病気です。

止めたいと思ったことはありませんか？

本人だけでなく支援しておられる方のご相談もお受けします。

ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

やめたいけど、やめられない

何度かやめようとしたが挫折した

自分でコントロールができない

もうしないと約束しても続かない

家族に嘘をついてでもやりたい

仕事よりも優先

家族よりも優先

何よりも優先

借金してでも続けてしまう

やっていることに罪悪感がある

本当はもうやめたい

やめて普通に生きたい

相談は無料で
行います
(秘密厳守)



TEL 076-461-3957

月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00

祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

富山県依存症相談支援センター

富山県ひきこもり地域支援センター

ひきこもり状態にある本人や家族の方などを支援します。

相談内容に応じて、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関と連携し、
解決に向けて具体的な方法をともに考えます。

ぜひ、ご相談ください。

相談
無料

ご利用案内

- 利用される方** ひきこもり状態にある本人や家族等
- 相談方法** 電話・来所等により相談に応じます。
(来所相談は予約制です) ※秘密は厳守いたします。
- 相談時間** 月曜日～金曜日 8:30～12:00 / 13:00～17:00
(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)
- 専用電話** TEL 076-428-0616
- 場 所** 富山県心の健康センター内 (〒939-8222 富山市蛭川459-1)

ACCESS



路線バスを利用される方は
富山駅前バス乗り場から⑤番乗り場
笹津行・猪谷行・春日温泉行
最勝寺で下車(バス停から徒歩10分)

高速道路を利用される方は
富山インターチェンジから、国道41号を
700mほど南下(大沢野方面)し、
蛭川交差点で右折

令和4年8月発行

まずはお電話ください

来所による
面接相談も
ご利用ください

※来所相談は予約が必要です

家族の方や支援に
あたっている方も
ご利用ください



予約制

076-428-0616

月曜日～金曜日

8:30～12:00 13:00～17:00

(祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

人と会うのが苦手で
外出できない

自分への自信をなくし
ひきこもってしまった

ひきこもっている生活を
変える「きっかけ」がほしい

こんな悩みや相談に応じます!!

学校へ登校できず
家から出られない

会社に出勤できない

家から出られない子どもに
どのように接したらよいか
わからない

富山県ひきこもり地域支援センター

つながろう、心と心。

ひとりで悩まず、まずは相談してみませんか

富山県こころの電話

相談無料

プライバシー厳守

● 平日日中(9:30~17:00)

☎ **076-428-0606**

● 夜間・休日

☎ **0570-074-333**

※ナビダイヤルの利用料金がかかります

24時間、
相談をお受けします



Touch hearts.



お問合せTEL 076-444-3223(富山県厚生部健康対策室)

<https://www.pref.toyama.jp/120501/kurashi/kenkou/kenkou/kj00004417/index.html>

令和6年度 障害福祉関係の従事者研修の実施について

1 案内方法の変更

県主催の研修案内は、富山県ホームページの障害者事業者向け情報欄又は支援者研修欄に掲載しますので、募集開始時期を参考に、各自ご確認ください。

併せて、事業所者のメールアドレス（情報公表制度において登録されているアドレス）あてに募集要項等を送付することとし、原則として郵送は行いません。

2 研修申込にあたっての留意事項

・募集締切後の申込や、提出書類の不備等が散見されます。申込期限や必要書類を確認のうえ、お申込ください。

・研修受講要件の設定がある研修については、要件を満たすことを確認のうえ、お申込みください。

3 令和6年度研修予定一覧（令和6年3月時点の予定です）

研修名	実施時期	募集時期	案内方法	実施主体
障害者（児）ホームヘルパー養成研修	6～7月	4～5月	HP、メール	富山県ホームヘルパー協議会
障害者（児）ホームヘルパー導入研修	11～12月	10～11月	HP、郵送	富山県ホームヘルパー協議会
同行援護従事者養成研修（一般課程）	8月	6月	HP、メール	富山県視覚障害者協会
同行援護従事者養成研修（応用課程）	8月	6月	HP、メール	富山県視覚障害者協会
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	9月	7月～8月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	11月	10月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会	8月～12月	6月～7月	HP、メール	富山県言語聴覚士会
相談支援従事者初任者研修（全日程）	6～9月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
相談支援従事者初任者研修（講義のみ）	6～7月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
相談支援従事者現任研修	9月～12月	8月	HP、メール	県（自立支援係）
主任相談支援専門員研修	未定	未定	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修（基礎研修）	7月、10月	5月～8月	HP、メール	県（自立支援係）

サービス管理責任者等研修（実践研修）	7月、12月、2月	5月～12月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修（更新研修）	9月、11月、3月	7月～1月	HP、メール	県（自立支援係）
相談支援従事者研修（専門コース別：スーパービジョン）	6月	4月	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修・相談支援従事者研修（専門コース別：意思決定支援）	未定	未定	HP、メール	県（自立支援係）
サービス管理責任者等研修（専門コース別：障害児支援）	未定	未定	HP、メール	県（地域生活支援係）
障害者権利擁護・虐待防止研修	12月下旬頃	12月頃	HP、郵送、メール	県（管理係）
医療的ケア児等支援者養成研修	7月	5～6月	HP、メール	社会福祉法人富山県社会福祉総合センター（富山県医療的ケア児等支援センター）

<参考>令和5年度研修実施一覧

研修名	実施日	募集期間	案内方法	実施主体
障害者(児)ホームヘルパー養成研修	6月6日、6月12日～7月7日のうち2日(施設実習)、7月20日	4～5月	HP、郵送	富山県社会福祉協議会
障害者(児)ホームヘルパー基礎研修	12月7日	8～11月	HP、郵送	富山県ホームヘルパー協議会
障害者(児)ホームヘルパー導入研修	11月17日(高岡) 11月24日(富山)	8～10月	HP、郵送	富山県ホームヘルパー協議会
同行援護従事者養成研修(一般課程)	8月3日、4日、8日	5～6月	HP、郵送	富山県視覚障害者協会
同行援護従事者養成研修(応用課程)	8月22日、8月24日	5～6月	HP、郵送	富山県視覚障害者協会
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	9月14日、15日	6月下旬～7月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)	11月28日、29日	10月	HP、メール	富山県社会福祉協議会
失語症者向け意思疎通支援者養成講習会	8月5日～11月25日の土曜日	7月下旬	HP、郵送	富山県言語聴覚士会
相談支援従事者初任者研修(全日程)	6月5日～7月3日(eラーニング) 7月4、5日、8月9日、9月26、27日	4月	HP、メール	県（自立支援係）

相談支援従事者初任者研修(講義のみ)	6月5日～7月3日 (eラーニング)	4月	HP、メール	県(自立支援係)
相談支援従事者現任研修	9月6日～10月16日 (eラーニング) 10月17日、11月15日、 12月14日	7～8月	HP、メール	県(自立支援係)
主任相談支援専門員研修	12月26日～1月16日 (eラーニング) 1月16日、17日、 2月14日、15日	11月	メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(基礎研修)	8月7日～9月5日(動画配信)、①9月5日6日、② 10月25日26日	6月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(実践研修)	9月11日～10月3日(動画配信)、10月4日5日6日	8月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(更新研修)	6月19日～7月27日(動画配信)、①7月12日、②7月13日、③7月28日	5月	HP、メール	県(自立支援係)
相談支援従事者研修(専門コース別:スーパービジョン)	6月13日、14日	5月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修・相談支援従事者研修(専門コース別:意思決定支援)	3月6日	12月	HP、メール	県(自立支援係)
サービス管理責任者等研修(専門コース別:障害児支援)	2月7日、8日	12月	HP、メール	県(自立支援係)
障害者権利擁護・虐待防止研修	3月11日～29日 (オンライン開催)	2月下旬～ 3月上旬	郵送、メール	県(管理係)
医療的ケア児等支援者養成研修及び医療的ケア児等コーディネーター養成研修	7月19日、20日 9月11日、12日	5～6月	HP、郵送	社会福祉法人富山県社会福祉総合センター(富山県医療的ケア児等支援センター)